

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書					
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議			文書番号	703 課長会議
				決裁期日	平成 1 9 年 6 月 2 9 日
名 称	課長会議（6 月定例）会議録				
日 時	平成 19 年 6 月 2 9 日 午前 9 時 00 分～午前 10 時 50 分				
場 所	上富良野町役場 3 階第 3 会議室				
出席者	町長、副町長、教育長、会計管理者、課長職 9 人（代理 3 名含む） 事務局 1 人  合計 14 人				

## 内 容

### 町長あいさつ

- ・大きな課題はなく、現任期議員最後の議会として 6 月定例議会が終了したことにお礼を申し述べる。
- ・観光シーズンを向かえ、交通事故の発生が懸念されるが、7 月 7 日の死亡事故ゼロ 1000 日達成を目指して、事故防止に努めてもらいたい。万が一にも職員が関係することがないように指導徹底を願う。なお、公用車の破損事故が続いているが、いずれの場合も不注意、気の抜けた運転が原因であり、注意喚起を願う。また、イベントやビールパーティー等飲酒の機会が増える季節なので、飲酒運転は決してしないように徹底をしてもらいたい。
- ・参議院議員選挙、町議会議員選挙をひかえており、公務員として批判を受けないよう綱紀粛清を指示してもらいたい。
- ・7 月 2 2 日予定の参議院議員選挙期日が 7 月 2 9 日に変更され、花と炎の四季彩まつりと同日になったため、選挙執行の万全を期すとともに、町をあげてのまつりの運営に、全職員が携わる意気込みで臨んでもらいたい。富良野警察署管内では、金山湖畔まつり、富良野へそまつりも 2 9 日同日に開催され、この 3 まつりとも花火大会も実施されることから、花火大会に伴う事故防止に厳しい対応を求められているので、運営に際しては細心の警備体制も不可欠である。

進行：副町長

### 1 9 月定例町議会の議案取りまとめについて【総務課】＜別添資料参照＞

総務課長：6 月定例議会を終えたばかりだが、議案添付のとおり 9 月定例議会日程を示すので、提出期限等期日を厳守願いたい。なお、7 月 20 日に教育用コンピュータ購入、8 月 9 日に日の出橋工事、8 月 30 日に議会構成のために臨時議会が予定されている。なお、選挙後の初議会からは総務産建と厚生文教の 2 委員会となり、幹事課長は総務課長と町民生活課長が当たる。

副町長：9 月定例議会以前に緊急で上程が必要な案件があれば、3 回の臨時会を想定して早期に理事者調整を進めてもらいたい。

### 2 辞令交付式について【総務課】

総務課長：議案記載のとおり、7 月 2 日の朝礼、辞令交付式を消防大会議室で行うので、職員に周知願いたい。

副町長：業務に支障がでない範囲で、できる限り出席するよう指示願いたい。

- ・とき 7月2日(月) 午前8時30分
- ・ところ 消防大会議室

### 3 職員の採用について【総務課】

総務課長：7月1日付けで、町立病院勤務の看護師を新規採用する。

- ・採用(7/1)  
木村 美由樹(看護師)

### 4 第21回参議院議員通常選挙について【総務課】 <別添資料参照>

総務課長：町長訓示にもあったように、選挙期日が7月29日になり、花と炎の四季彩まつりと重なったことにより、非常に厳しい人員配置となっている。先に、当日従事できない事情の者について申し出てもらった結果も考慮し、更に、まつりへの配置も見込んでのものである。

1～4投票所の用紙交付係は、一般公募と上富良野高校生の社会体験を兼ねた臨時職員を充てるよう調整中であり、変更する予定なので、選挙事務従事から外れた職員は率先してまつり支援に当たってもらいたい。

また、投票事務従事者会議と投票所準備は、従前は前日土曜日に行なっていたが、今回から27日金曜平日の勤務時間内に変更し、時間外勤務の縮減を図ることになったので、理解と協力を願う。

### 5 上富良野町議会議員選挙について【総務課】 <別添資料参照>

総務課長：町議会議員選挙は、議案添付のとおり7月13日の立候補予定者説明会から投票の8月19日までの一連日程を予定しており、協力を願う。

### 6 『花と炎の四季彩まつり』の職員支援について【産業振興課】 <別添資料参照>

産業振興課長：四季彩まつり運営委員会から、日の出公園・行灯警備、周辺道路監視で30名の支援要請がきており、産業振興課が中心になって対応するよう進めているが、12名が不足しており、選挙事務に従事しない職員の中から協力を仰ぐよう追って調整する。

町民生活課主幹：互助会厚生班としては、選挙警備ねぶた引き手の順に優先度を付けており、この場合最低30名は必要な役場行灯の引き手が大幅に不足するため、上富良野高校生に支援を要請している。高校生だけで確保できない場合は、駐屯地にも協力を要請しなければならないと考えており、この場合には共同参加の形をとって、上富良野高校・駐屯地の看板を付けることになる。

### 7 新交付金制度(北海道)について【総務課】 <別添資料参照>

総務課長：添付資料のとおり、本年度から北海道が新たに「地域再生チャレンジ交付金」を創設しており、総額1億円を単一市町村1,000万円、広域実施2,000万円を上限に交付するものだが、本年度については上川北部地区に交付されるようである。本町においても、平成20年度の交付を目指したいと考えている。

副町長：対象事業の洗い出しについては、企画財政班と調整してもらいたい。

## 8 その他

### 行革関係

#### (1) 行財政改革実施計画の推進状況について(定期報告) <別添資料参照>

総務課長：4月から6月の推進状況は資料のとおりである。

### 広域関係

#### (1) 「広域連合準備委員会」の推進状況経過について <別添資料参照>

総務課長：専門部会の6月中の取組状況は資料のとおりである。各部会ともまとめの段階になっており、7月9・10日開催の幹事会(副市町村長)へ向けて、総務部会で7月5日に他の7部会の状況をヒアリングする。

副町長：7月9・10日の幹事会においては、各部会の正副部会長から報告を受けることになり、7月20日開催の準備委員会(市町村長)での最終報告につなげることになる。各部会に所属

している課長職は、事前に町長と情報交換を行なってもらいたい。

## 総務課関係

### (1) 平成18年度各会計成果報告書について<別添資料参照>

総務課長：添付の通知文のとおり、各会計決算に伴う成果報告書の作成を、7月13日を期限に作成するよう職員に指示願う。

### (2) 参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について<別添資料参照>

総務課長：添付の通知文のとおり参議院議員通常選挙に際して、所属職員に対して法令の遵守と服務規律の確保を徹底してもらいたい。

### (3) 総合計画職員アンケートの協力依頼について

総務課長：本日、年齢別に任意で抽出した町民に対して「総合計画アンケート」を送付する。ほぼ同様内容で、全職員に対してもアンケートを実施するので、必ず回答するよう徹底してもらいたい。

## 【全体】その他

### (1) 自治基本条例について

副町長：公募町民6名を委員として、平成18年11月29日に設置した「自治基本条例づくり検討会議」では、本日19時からの15回目の会議を以って答申が出されるが、条例化をするに当たっては、いかに運用するかについての視点を持って進めてもらいたい。

### (2) 自治体財政健全化法について

副町長：自治体財政健全化法6月15日に参院本会議で賛成多数で可決、成立し、1年以内に施行される。一般会計、特別会計、企業会計等全会計を連結評価するというものである。町立病院会計の6億5千万円の減価償却費を含む8億4千万円余りの繰越欠損金については、この評価に際してどのような位置付けになるのかを含めて、今後の病院のあり方について、町立病院運営検討プロジェクトにおいて練ってもらいたい。

### (3) 地球温暖化対策について

副町長：平成10年10月に地球温暖化対策推進法が成立、以後3回の改正を経て現在に至っている。法には地方公共団体に「地方公共団体実行計画」の策定が義務付けられているが、策定率は低い状況にある。本町でも未策定であるが、所管が想定される町民生活課を含めて、全庁な行政としての率先した取り組みについて検討してもらいたい。不要な部分や昼休み等の消灯徹底や、OA機器の待機電力の分析など、様々な視点での取り組みを願う。

### (4) カナダ渡航に伴う職務代理について

副町長：先般各課長に渡航に伴う職務代理の要・不要の意見を求めたが、その結果について報告願う。

総務班主幹：7月30日から8月7日まで、町長と教育長が中高生とともにカナダへ渡航するが、この際に職務代理者を置かず、関係機関・市町村に通知しないことについて支障がないか意見を求めたが、戸籍事務については他法令に規定があるということで、町民生活課のみ法務局等に通知処理をする。

#### 当会議後の法解釈結果

職務代理者を置く場合は「長に事故があるとき、又は長が欠けたとき」と規定されている。法令解説には「事故あるときは、長期又は遠隔地への旅行、病気その他何らかの事由によってその職務を行なえない場合」とあり、更に「在庁しなくても、その職務につき職員を有効に指揮監督できるときは、事故あるときには当らない」と示されていることから、今回の場合には2台の携帯電話により随時指揮監督できる状態が確保できるため、職務代理者を置く必要はないと判断できる。このことから、戸籍事務についても職務代理者を要さない判断もできるので、法務局と協議する。

来月の行事予定について <別添予定表参照>

[ 会議終了：10時40分 ]